

資料編

1. アンケート票.....	111
2. 中央市環境基本条例.....	124
3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例.....	128
4. 中央市環境審議会条例.....	131

1. アンケート票

中央市環境基本計画見直しについての市民アンケート

■ 最初に、あなたご自身のことについておうかがいします。

すべての項目について、いずれか1つを選び、○印で囲んでください。

①あなたの性別をお答えください。

- | | |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

②あなたの年齢をお答えください。

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20～29歳 | 3. 30～39歳 | 4. 40～49歳 |
| 5. 50～59歳 | 6. 60～69歳 | 7. 70歳以上 | |

③あなたのお住まいをお答えください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 玉穂地区 | 2. 田富地区 | 3. 豊富地区 |
|---------|---------|---------|

④あなたは、中央市内（旧3町村を含めて）に住んで通算何年になりますか。

なお、一時期中央市を離れていた場合には、離れていた期間を除いて、合計年数をお答えください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

⑤あなたの家族構成をお答えください。

- | | | |
|---------------|---------|-------------|
| 1. 一人暮らし | 2. 夫婦のみ | 3. 二世帯（親・子） |
| 4. 三世帯（親・子・孫） | 5. その他（ | ） |

⑥あなたの職業（兼業の方は主な職業）をお答えください。

- | | | | |
|-------------------------|-----------------------|---------------|---|
| 1. 農林水産業 | 2. 自営業（商工・サービス・建設業など） | | |
| 3. 自由業（医師・弁護士・税理士・僧侶など） | 4. 会社員 | 5. 公務員・団体職員 | |
| 6. 派遣・契約社員 | 7. パート・アルバイト・内職 | 8. 専業主婦・主夫 | |
| 9. 学生 | 10. 無職 | 11. その他（具体的に： | ） |

■次に、中央市の環境や、あなたの環境配慮行動などについておうかがいします。

問1 あなたは、お住まいの周辺の環境について、どのくらい満足していますか。また、以前（10年程度前）に比べて、どのように変化してきたと思いますか。下の項目すべてについて、「満足度」と「環境の変化」それぞれの欄のあてはまる番号に1つだけ○印を付けてください。

	満足度					環境の変化			
	とても満足	満足	どちらともいえない	不満	とても不満	良くなったと思う	変わらない	悪くなったと思う	わからない
自然や緑の豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
川や水路の水のきれいさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
空気のきれいさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
まちのきれいさ（ごみの少なさ）	1	2	3	4	5	1	2	3	4
まちの静かさ（騒音、振動などが気にならない）	1	2	3	4	5	1	2	3	4
景色やまちなみの美しさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4
農地の保全状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
公園や遊歩道の整備状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
ごみ出し・分別のマナー	1	2	3	4	5	1	2	3	4
公共交通の整備状況	1	2	3	4	5	1	2	3	4
身近でみかける動・植物の種類や豊かさ	1	2	3	4	5	1	2	3	4

問2 あなたが最近の報道や行政からの情報提供などで見聞きして、特に関心をもつようになった環境問題は何ですか。次の中から3つまで選んで○印を付けてください。

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| 1. 地球温暖化 | 2. オゾン層の破壊 |
| 3. 熱帯雨林の破壊・縮小 | 4. 黄砂やPM2.5（微小粒子状物質）の飛来 |
| 5. 放射性物質による影響 | 6. 外来生物による生態系への影響 |
| 7. 野生生物の減少や絶滅 | 8. 河川や地下水の汚染 |
| 9. 化学物質などによる土壌汚染 | 10. ごみの不法投棄 |
| 11. 騒音・振動・悪臭など身近な公害 | |
| 12. その他（具体的にお書きください） | |

問3 あなたは、日ごろの生活の中で、環境に配慮した取り組みをおこなっていますか。次の項目すべてについて、その取り組みの状況を1つだけ選んで○印を付けてください。

	いつも おこなっている	ときどき おこなっている	ほとんど おこなっていない	おこなう必要は ない
買い物ではマイバッグを利用している	1	2	3	4
台所で食用廃油や油污れを排水溝に流さない	1	2	3	4
生ごみ処理機などで生ごみをたい肥化している	1	2	3	4
ごみは分別してリサイクルにまわしている	1	2	3	4
節水に努めている	1	2	3	4
洗剤の使用は少なめにしている	1	2	3	4
エコマークのついているような商品を選んでいる	1	2	3	4
再生品・詰め替え品を購入している	1	2	3	4
使い捨て商品は購入しない	1	2	3	4
買い物のとき過剰な包装を断っている	1	2	3	4
不要な電気はこまめに消している	1	2	3	4
車や家電を購入するときは省エネ商品を優先している	1	2	3	4
エコドライブなど省エネに配慮した運転を心がけている	1	2	3	4
太陽光発電の導入など、クリーンエネルギーを活用している	1	2	3	4
耐久消費財は、長く利用できそうな商品を購入している	1	2	3	4
壊れてもなるべく修理して使う	1	2	3	4
家族や周りの人に、環境保護の重要性を訴えている	1	2	3	4
環境保全のボランティア活動などに参加している	1	2	3	4

問4 問3で、1つでも「ほとんどおこなっていない」または「おこなう必要はない」に○印をつけた方におうかがいします。あなたにとって、その○印のついた取り組みのさまたげとなっていることは何ですか。主な理由を3つまで選んで○印を付けてください。

1. どのように取り組めばよいかわからない
2. 経済的な負担が増加する（お金がかかる）
3. そのような取り組みは生活水準を下げってしまう
4. 一緒に取り組める仲間や環境意識を持った人が周囲にいない
5. 自分だけ取り組んでもあまり意味がないと思ってしまう
6. 化学物質などによる土壌汚染
7. そのような取り組みが必要だといままで知らなかった
8. そのような取り組みの必要性が説明を受けても理解できない
9. その他（具体的にお書きください）

問5 環境を守り、より良くしていくために、今後、中央市はどのような施策を重点的に進めていくべきだと思いますか。特に重要だと思うものを、「自然環境分野」と「環境教育分野」からは2つまで、その他の分野からは3つまで選び、○印を付けてください。

【自然環境分野】（○は2つまで）

1. 森林の保全・整備
2. 野生動植物の生息・生育空間の保全
3. 優良な農地、田園景観の保全
4. 遊歩道や親水空間など、自然とのふれあいの場の整備
5. その他（具体的にお書きください）

【生活・都市環境分野】（○は3つまで）

1. 大気汚染、水質汚濁物質の排出防止対策
2. 騒音・悪臭防止対策
3. 下水道や合併処理浄化槽の設置推進による生活排水対策
4. 野焼きの防止対策
5. ポイ捨てや不法投棄防止対策
6. 身近な公園の整備や緑化
7. 美しいまちなみなど、良好な景観の形成
8. 無秩序な開発の防止
9. その他（具体的にお書きください）

【地球環境分野】（○は3つまで）

1. ごみの減量化・リサイクルの推進
2. 省エネルギーの推進
3. 太陽光、バイオマス燃料※などを利用した新エネルギーの普及
4. 公共交通機関の利用促進
5. 公用車に低公害車を導入するなど、市役所自らの率先した取り組み
6. 生ごみのたい肥化の推進
7. 農産物の地産地消の推進
8. その他（具体的にお書きください）

※バイオマス燃料：木材や廃植物油など生物由来の燃料

【環境教育分野】（○は2つまで）

1. こどもへの環境教育の充実
2. 市民、事業者への環境情報や環境学習機会の提供
3. 環境美化活動の推進
4. 環境保全のボランティア活動などに対する支援
5. その他（具体的にお書きください）

問6 あなたは、地域や市がおこなう環境保全のための取り組みに参加したいと思いませんか。
あてはまるものを1つだけ選んで○印を付けてください。

1. 機会があればぜひ参加したい
2. 内容によっては参加しても良い
3. あまり参加したいとは思わない
4. 参加しないと思う
5. よくわからない

問7 中央市の環境について、身近なところでお気づきの点や、市に対するご意見・ご要望などがございましたら、以下にご記入ください。

[]

中央市環境基本計画見直しについての事業所アンケート

■ 最初に、貴事業所についておうかがいします。

すべての項目について、いずれか1つを選び○印で囲んでください。

① 貴事業所の業種は、次のうちどれですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。(複数の業種を展開している場合は、主なものを1つお選びください。)

- | | | | |
|-----------------|----------|-------------|-----------|
| 1. 農林水産業 | 2. 鉱業 | 3. 建設業 | 4. 製造業 |
| 5. 電気・ガス熱供給・水道業 | 6. 情報通信業 | 7. 運輸業 | 8. 卸売・小売業 |
| 9. 金融・保険業 | 10. 不動産業 | 11. 飲食店、宿泊業 | 12. 医療、福祉 |
| 13. サービス業 | | | |
| 14. その他 (| | |) |

② 貴事業所の従業員の数は、次のうちどれですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

※ 従業員数は、このアンケート票の送付先にある敷地内の事業所を対象とし、パート、アルバイト等すべての従業者を含んだ数としてください。

※ 同じ市内でも他の場所にある関連事業所は含めません。

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 20人未満 | 2. 20～29人 | 3. 30～49人 | 4. 50～99人 |
| 5. 100～199人 | 6. 200人以上 | | |

③ 貴事業所の主な所在地は次のうちどれですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1. 玉穂地区 | 2. 田富地区 | 3. 豊富地区 |
|---------|---------|---------|

④ 貴事業所の中央市における在所(事業)年数は何年ですか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------------|---------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上10年未満 |
| 4. 10年以上20年未満 | 5. 20年以上30年未満 | 6. 30年以上 |

⑤ 貴事業所の本社としての機能はどこにありますか。あてはまる番号1つを選んで○印を付けてください。

- | | | |
|---------|-----------------|-------|
| 1. 中央市内 | 2. 山梨県内(中央市以外の) | 3. 県外 |
|---------|-----------------|-------|

■ 次に、貴事業所の環境配慮活動などについておうかがいします。

問1 貴事業所では、環境に配慮した経営手法を用いていますか。次のすべての項目について、あてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

	実施済み	今後実施の予定	ない	実施するつもりはない	検討していない	知らない	どのようなものか
ア ISO14001 ^{※1} の認証取得	1	2	3	4	5		
イ その他の環境マネジメントシステム ^{※2} の導入	1	2	3	4	5		
ウ 環境パフォーマンス評価 ^{※3} の実施	1	2	3	4	5		
エ 環境報告書 ^{※4} の作成	1	2	3	4	5		
オ 環境会計 ^{※5} の導入	1	2	3	4	5		
カ 公害防止管理者 ^{※6} の配置	1	2	3	4	5		
キ 公害防止協定の締結	1	2	3	4	5		
ク 環境基本方針等、経営上の環境配慮を明示	1	2	3	4	5		

(用語の解説)

※1：ISO14001

国際規格認証機構（ISO）が1996年に発効させた国際統一規格としての環境マネジメント規格。環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れていることを意味し、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。

※2：環境マネジメントシステム

事業組織が法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価すること。①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して、方針等を見直す、という一連の手続き。ISO以外では、ISO14001を発展させた環境経営システム「エコステージ」や環境省が策定したガイドラインに基づく「エコアクション2.1」などがある。

※3：環境パフォーマンス評価

企業などが環境に配慮した結果、どれだけ環境負荷を減らしたかを示す指標。汚染物質の削減、省エネルギー、リサイクルなどの程度で示される。

※4：環境報告書

企業などが環境に配慮して行った内容を環境業績としてまとめて公表する報告書。環境省がガイドラインを公表している。

※5：環境会計

環境業績を挙げるのに要した費用を明確にするため、会計として計算しようとするもの。環境省は「環境会計ガイドライン」を公表している。

※6：公害防止管理者

工場における公害防止体制を整備するため、「特定工場における公害防止の整備に関する法律」に基づき選任されるもの。資格取得のための国家試験及び資格講習が行われている。

問2 貴事業所の環境配慮活動に関わる組織体制として、次の中からあてはまるものを1つ選び、番号に○をつけてください。

1. 社長・事業所長等を筆頭とする環境管理体制が整っている
2. 担当部署がある
3. 専任者がいる
4. 兼務ではあるが担当者がいる
5. 臨機応変に対応しており、明確な担当者を置いていない
6. 特に環境保全活動に対する組織体制を設けるつもりはない

問3 貴事業所では、環境保全のためにどのような取り組みをしていますか。次のすべての項目について、該当する番号を1つ選び、その番号に○をつけてください。

	実施済み	今後実施の予定	ない 実施するつもりは	検討していない
自然エネルギーの導入	1	2	3	4
省エネルギーの推進	1	2	3	4
低公害車の導入	1	2	3	4
エコドライブの導入	1	2	3	4
通勤・出張時等の公共交通機関の利用	1	2	3	4
その他CO ₂ 削減対策の推進 (具体的に)	1	2	3	4
オフィスにおけるごみの削減・分別	1	2	3	4
印刷、コピー、事務用品等の削減	1	2	3	4
産業廃棄物発生抑制、リサイクル	1	2	3	4
ISO14001取得企業との優先取引	1	2	3	4
社員教育の実施	1	2	3	4
グリーン購入 [※] の推進	1	2	3	4
大気汚染・水質汚濁物質の排出抑制	1	2	3	4
騒音・振動・悪臭対策	1	2	3	4
土壌汚染防止	1	2	3	4
環境美化、森林保全など社会貢献活動の実施	1	2	3	4
景観への配慮	1	2	3	4

※グリーン購入：再生紙、省エネ製品など、環境にやさしい製品の優先購入

問8 中央市の環境について、身近なところでお気づきの点や、市に対するご意見・ご要望などがございましたら、以下にご記入ください。



中央市の環境についての児童・生徒アンケート

■ はじめに、あなた自身のことについて教えてください。

あてはまるものを一つ選んで、番号を○でかこんでください。

①あなたの性別は？

1. 男	2. 女
------	------

②あなたは小学生それとも中学生？

1 . 小学生	2 . 中学生
---------	---------

③お住まいは次のうちどこですか？

1. 玉穂地区	2. 田富地区	3. 豊富地区
---------	---------	---------

■ 次に、^{かんきょう}環境について思うことやあなたの生活について教えてください。

1. あなたは、身のまわりの環境について、どう思っていますか？

次のすべてについて、それぞれ1から5までのどれか1つに○をつけてください。

	とても そう思う	すこし そう思う	どちら ともい えない	あまり そう思 わない	まっ たく そう思 わない
自然や緑が豊かだ	1	2	3	4	5
川や水路の水がきれい	1	2	3	4	5
空気がきれい	1	2	3	4	5
道路などにごみがなくきれい	1	2	3	4	5
家や学校のまわりが静かだ	1	2	3	4	5
公園など遊ぶ場所が安全	1	2	3	4	5
身近にたくさんの種類の生きものがある	1	2	3	4	5

2. あなたは、日ごろから、次のようなことをしていますか。すべてについてそれぞれ1から5までのどれか1つに○をつけてください。

	いつもやっている	ときどきやっている	あまりやっていない	まったくやっていない
買い物のとき、レジ袋 <small>ぶくろ</small> をもらわないようにしている	1	2	3	4
ごみを、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ（あきかん、ペットボトル、古新聞など）に、きちんとわけている	1	2	3	4
使わないときは、水道のじゃぐちをきちんとしめる	1	2	3	4
ものを買うときは、環境 <small>かんきょう</small> にやさしいものを選ぶ	1	2	3	4
使いすて商品は買わない	1	2	3	4
使わないときは、テレビや部屋などのあかりを消す	1	2	3	4
地域の清掃 <small>せいそう</small> や花植えに参加する	1	2	3	4
家族や友だちなどと環境問題について話しあう	1	2	3	4

3. 中央市の環境かんきょうをまもり、よくしていくために、どんなことが必要だと思いますか。次の中から特に大切だと思うことを3つ選び○をつけてください。（○は3つ）

1. 森や身近な緑をまもっていくこと
2. 動物や植物をまもっていくこと
3. きれいな空気や水をまもっていくこと
4. 生活のなかでごみをなるべく出さないようにしていくこと
5. ポイすてなどを禁止していくこと
6. ものを大切に長く使ったり、再利用したりしていくこと
7. 車や燃料の利用を減らしていくこと
8. 多くの人が環境の大切さについて勉強していくこと
9. 地域の清掃せいそうや花植えなどの活動に参加していくこと

2. 中央市環境基本条例

平成18年2月20日

条例第122号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第6条)

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条・第19条)

第3章 環境行政の総合的調整(第20条・第21条)

第4章 補則(第22条)

附則

中央市は、豊かな緑と自然の下に、先人の努力により今日の発展を遂げてきた。

しかし、近年の社会経済の進展は、生活の利便性を高める一方で、資源やエネルギーの大量消費をもたらし、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に多大な影響を与え、私たちの生活そのものを脅かす要因となっている。

更に今日の環境問題は地域の環境にとどまらず、地球規模の広がりを見せ、ますます複雑多様化してきている。

このため、私たちはこれまで以上に自然との対話と交流を図りながら、良好な環境の保全及び創造に努める新しい価値観に支えられたまちづくりを総合的に推進していかなければならない。

また、すべての市民は、健康で文化的な生活環境を享受する権利を有しているが、良好な環境を将来の世代に継承する使命をも有している。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 良好な環境の保全及び創造は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行わなければならない。

3 良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全及び創造に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる煤煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、環境の保全上支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資する原材料等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これらに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 良好な環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、緑地、水辺等における多様な自然環境が市の区域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(環境基本計画の策定)

第8条 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、良好な環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を

定めるものとする。

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を尊重し、反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、中央市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境基本計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の現況、良好な環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況について年次報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の策定に当たっての措置)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減を図るよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減その他良好な環境の保全及び創造に資する活動を誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障の防止のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、人と自然とが触れ合う緑豊かな大地の形成を図るため、緑地の保全、緑化の推進等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用に努めるものとする。
- 4 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的な利用が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な環境の保全及び創造に関する教育学習等)

第14条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに良好な環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により、事業者及び市民が良好な環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第16条 市は、第14条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利、利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査、監視及び測定等)

第17条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等に努めるものとする。

(公害等に関する苦情処理)

第18条 市は、環境への負荷又は公害に係る苦情について、他の行政機関と連携し、適正な処理に努めるものとする。

(協力)

第19条 市は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たり、広域的な取組を必要とする場合は、他の地方公共団体と協力し、当該施策の推進に努めるものとする。

2 市は、良好な環境の保全及び創造に関する情報等の収集及び提供を行い、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境行政の総合的調整

(総合的調整)

第20条 市は、環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行う。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 良好な環境の保全及び創造のための施策に関すること。
- (3) その他環境行政の総合的推進に関すること。

(環境調整会議)

第21条 前条に規定する総合的調整を行うため、中央市環境調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

2 調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

3. 中央市ごみのないきれいなまちにする条例

平成 20 年 3 月 25 日
中央市条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、散乱ごみのない快適な生活環境の形成を目指すため、市民等、事業者、土地所有者等及び市の責務を明らかにするとともに、ごみ等のポイ捨て及びふん害の防止に関し、必要な事項を定めることにより、地域の環境美化を推進し、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 空き缶、空き瓶、その他の容器及びたばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙その他投げ捨てによる散乱性の高いごみをいう。
- (2) ポイ捨て 道路、公園、広場、河川、学校その他の公共の用に供する場所並びに自己が所有し、又は管理する土地、建物等以外の場所（以下「公共の場所等」という。）にごみ等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 町民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、若しくは占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 ごみ等を回収するための容器をいう。
- (7) 販売事業者 事業者のうち、容器若しくは包装紙に収納した飲食物、たばこ、チューインガム等の飲食後又は使用後において散乱性の高いごみを生ずる物品を製造し、又は販売する者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬（所有者のある犬をいう。以下同じ。）の所有者（所有権以外の者が飼養し、又は管理する場合は、その者を含む。）をいう。
- (9) ふん害 飼い犬のふんにより、公共の場所等を汚すことをいう。

(市民等の責務)

第 3 条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみ等は、家に持ち帰り、又は回収容器へ収納するなど、ごみ等の散乱を防止するよう努めなければならない。

- 2 市内に居住する者は、その居住する周辺地域においてごみ等の散乱を防止するため、相互に協力して意識の醸成を図るとともに、自らごみ等の清掃に努力しなければならない。
- 3 市民等は、市長が実施する第 6 条に規定する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、ポイ捨ての防止に関して、従業員等に対し意識の啓発を図るとともに、事業所及びその周辺地域において清掃活動の充実に努め、ごみの再資源化に協力しなければならない。

- 2 販売事業者は、ポイ捨てを防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。
- 3 販売事業者のうち自動販売機を設置する販売事業者は、規則で定めるところにより回収容器を設置し、適正に管理しなければならない。

4 事業者は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その所有し、若しくは占有し、又は管理する土地に、みだりにごみ等が捨てられることのない環境づくりに努めなければならない。

2 土地所有者等は、市長が実施する第6条に規定する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市長は、散乱ごみのない快適な市民生活を実現するため、ポイ捨て及びふん公害の防止に関する措置、指導、市民意識の啓発及び高揚等必要な施策（以下「施策」という。）を策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、市民が組織するごみ等の清掃活動を行う団体の育成及び活動の支援を行うものとする。

(禁止行為)

第7条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

(ポイ捨てをした者に対する命令)

第8条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、その行為の中止又は原状回復を命令することができる。

(要請)

第9条 市長は、ごみ等が著しく散乱していると認められるときは、当該ごみ等を生ずる要因となった販売事業者又は土地所有者等に対し、ポイ捨てを防止するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(勧告)

第10条 市長は、販売事業者が第4条第3項の規定に違反していると認めるとき、若しくは前条の規定による要請に従わないとき、又は土地所有者等が第5条の規定に違反しているときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた販売事業者又は土地所有者等が、正当な理由がなく当該勧告に応じない場合において、ポイ捨ての防止を著しく阻害することになると認めるときは、当該販売事業者又は土地所有者等に対し、期限を定めてその勧告に従うよう命令することができる。

(報告及び立入調査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、販売事業者に対して自動販売機及び回収容器の設置並びにその管理状況に関して報告を求め、又は市長の指定する職員（以下「指定職員」という。）に自動販売機が設置されている場所及び販売事業者の事業所に立ち入らせ、回収容器の設置及び管理状況並びにごみ等の散乱防止に関する必要な調査及び指導をさせることができる。

2 前項に規定する立入調査を実施する指定職員は、その身分を示す証明書を携帯するとともに、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 指定職員は、第1項に規定する立入調査の権限が、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(飼い主の遵守事項)

第13条 飼い主は、飼い犬を屋外で運動させる場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬を綱、鎖等につなぎ、制御できるようにすること。ただし、山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成14年山梨県条例第41号)第10条ただし書きに該当する場合は、この限りではない。
 - (2) 飼い犬のふんを処理するための用具を携行すること。
 - (3) 飼い犬のふんにより公共の場所等を汚したときは、当該ふんを持ち帰ること。
- 2 市長は、飼い主が前項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

(過料)

第14条 第8条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。

- 2 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料を科する。
- 3 第12条第1項に規定する立入調査を拒み、妨げ、又は忌避して者は、1万円以下の過料を科する。
- 4 第13条第2項の指導に従わない者は、1万円以下の過料を科する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
(中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例の廃止)
- 2 中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例(平成18年中央市条例第125号)は、廃止する。

4. 中央市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、本市における環境の保全に関し調査し、及び審議するため、中央市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査する。

- (1) 環境保全対策の基本方針に関すること。
- (2) 環境破壊の予防及び除去対策の推進に関すること。
- (3) その他環境保全対策上必要と認める事項に関すること。

2 審議会は、決定した事項について市長に答申するほか、必要に応じて意見を述べるができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 自治会
- (3) 教育委員会委員
- (4) 関係公共的団体等役員
- (5) 関係行政機関職員
- (6) 識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要により会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、諮問された事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

中央市環境審議会委員名簿

役 職 等		氏 名
1	中央市農業委員会会長	佐々木 一
2	中央市自治会長会長	宮川 弘也
3	中央市教育委員会委員長	塩島 文博
4	中央市商工会会長	浦田 勉
5	中央市食生活改善推進員会長	土屋 美津江
6	中央市環境事業協同組合代表理事	溝口 耕一
7	山梨県中北林務環境事務所環境保全幹	渡辺 延春
8	中央市地球温暖化対策地域協議会会長	森野 健治
9	山梨県小水力利用推進協議会副会長	中込 秀樹
10	ボランティアてんとう虫の会	倉本 寿津子
11	ボランティア塩の会	佐々木ノリ子
12	豊富地区環境を考える会	石原 有亨
13	元中央市体育指導委員	村松 京子



中央市環境基本計画・後期計画

平成 26 年度～平成 30 年度《快適で健やかに暮らせる生活文化都市》

発行日	平成 26 年 3 月
発行	中 央 市
	〒 4 0 9 - 3 8 9 2
	山梨県中央市臼井阿原 3 0 1 - 1
	T E L 0 5 5 - 2 7 4 - 1 1 1 1
編 集	市民部 環境課